

5年ごと利差配当付軽度介護終身保険(低解約返戻金型)

普通保険約款

(実施 2018.10.2/改正 2024.4.1)

この保険の特色

目的・内容	公的介護保険制度における要支援2以上の状態、死亡、所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1)軽度介護保険金 (2)死亡保険金 (3)高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	保険契約者のこの保険契約の継続に資するため、一定期間の返戻金の水準を低く設定し、これを保険料に反映します。

1 低解約返戻金期間について

第1条 低解約返戻金期間

低解約返戻金期間は、返戻金(第31条)の水準を低く設定している期間をいい、保険料払込期間とします。ただし、保険料払込期間が終身の場合には、契約成立日(第2条)から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日(年単位)の前日までの期間とします。

2 保障の開始について

第2条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1)会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2)会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知(第21条)を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢(第39条)の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1)会社名
(2)保険契約者の氏名または名称
(3)被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4)受取人の氏名または名称
(5)支払事由
(6)保険期間
(7)保険給付の額
(8)保険料およびその払込方法
(9)契約成立日

3 保険金の支払いについて

第3条 保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金 額	受取人
軽 度 介 護 保 険 金	責任開始の時* ¹ 以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時* ¹ 以後に生じた傷害または疾病* ² により、公的介護保険制度（別表1）に基づく要支援2または要介護の状態（以下「要支援2以上の状態」といいます。）（別表2）に該当していると認定されたとき	保険金額	軽度介護 保険金受 取人
死 亡 保 険 金	被保険者が、責任開始の時* ¹ 以後保険期間中に死亡したとき		死亡保険 金受取人
高 度 障 害 保 険 金	被保険者が、責任開始の時* ¹ 以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表3）になったとき		高度障害 保険金受 取人

2. 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 軽度介護保険金または高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	軽度介護保険金または高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、軽度介護保険金または高度障害保険金は支払いません。
② 軽度介護保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるとき	軽度介護保険金の支払事由が生じないで高度障害保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、軽度介護保険金は支払いません。
③ 軽度介護保険金または高度障害保険金を支払ったとき	ア. この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ. その後に軽度介護保険金または高度障害保険金の支払請求を受けても、軽度介護保険金または高度障害保険金は支払いません。

(2) 軽度介護保険金について

項 目	内 容
① 軽度介護保険金受取人	高度障害保険金受取人と同一とします。
② 被保険者が、責任開始の時* ¹ 前に生じた傷害または疾病* ² を原因として要支援2以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*²によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*³に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*²によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*¹前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*²によるものとみなしません。

(3) 死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(4) 高度障害保険金について

項 目	内 容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時* ¹ 前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時* ¹ 以後の原因* ⁴ による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時* ¹ 前に生じた原因により高度障害状態（別表3）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*²によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*³に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*²によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*¹前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*²によるものとみなしません。

[第3条の補足説明]

* 1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 4 責任開始の時以後の原因

責任開始の時^{*1}前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）	
軽度介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要支援2以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡保険金受取人の故意 (3) 責任開始の日 ^{*1} からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第18条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表3）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 軽度介護保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要支援2以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要支援2以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支

項 目	内 容
	払います。
(4) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

[第4条の補足説明]

* 1 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

4 保険金の支払請求手続について

第5条 保険金の支払請求手続

1. 保険金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表5）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^{*1}として死亡退職金等^{*1}の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等^{*1}の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体 ^{*2}
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体 ^{*2}
被保険者	当該団体 ^{*2} から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表5）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等 ^{*1} の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等 ^{*1} の受給者に死亡退職金等 ^{*1} を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等 ^{*1} の受給者本人であることを当該団体 ^{*2} が確認した書類

[第5条の補足説明]

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

* 2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第6条 保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表5）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
2. 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認^{*1}を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表5）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第22条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第24条）、詐欺（第19条）または不法取得目的（第20条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第24条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表5）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*²を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*³は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

[第6条の補足説明]

- * 1 (1)から(4)に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。
- * 2 (1)から(4)に定める日数
(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。
- * 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

5 保険金の支払方法の選択について

第7条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*¹について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

[第7条の補足説明]

- * 1 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

6 保険料の払込免除について

第8条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第9条）に該当するときは免除しません。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	
身体障害 の状態に よる保険 料の払込 免除	被保険者が、責任開始の時* ¹ 以後に生じた不慮の事故（別表4）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表3）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時* ¹ 前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時* ¹ 以後に生じた不慮の事故（別表4）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1.に規定する払込期月中の契約成立日（第2条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

[第8条の補足説明]

* 1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

第9条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第8条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）	
身体障害 の状態に よる保険 料の払込 免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表3）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)	
	(8)地震、噴火または津波 (9)戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

7 保険料の払込免除の請求手続について

第10条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第8条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表5）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第6条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の（1）から（3）のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1)年払	契約成立日（第2条）の応当日 ^{*1} （年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日 ^{*1} （月単位）までの期間 ^{*2}
(2)半年払	契約成立日の応当日 ^{*1} （半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3)月払	契約成立日の応当日 ^{*1} （月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

[第11条の補足説明]

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日^{*1}が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法^{*1}
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法^{*2}
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. ー(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

[第12条の補足説明]

*** 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法**

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

*** 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法**

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第2条）の応当日^{*1}の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日^{*1}以後猶予期間満了日（第11条）までに保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

[第13条の補足説明]

*** 1 契約成立日の応当日**

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

[第14条の補足説明]

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 保険料の振替貸付

1. 保険料が払い込まれずに猶予期間（第11条）が満了したときは、あらかじめ保険契約者から反対の申出がない限り、会社は、次の金額を保険契約者に貸し付けて、保険料に充当します。

- (1) 年払契約および半年払契約の場合には、保険料に相当する金額
- (2) 月払契約の場合には、6か月分の保険料に相当する金額。ただし、本条の2. 一(1)の規定により6か月分の保険料に相当する金額の貸付ができないときは、貸付ができる範囲で最も多い月数分の保険料に相当する金額とします。

2. 保険料の振替貸付について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 貸付金とその利息との合計額が返戻金額*1を超えるとき	本条の規定による貸付は行いません。
(2) 貸付金の利息	① 年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日（第11条）の翌日以後、年8%以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後1年経過するごとに元金に繰り入れます。 ② 半年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後、半年4%以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。 ③ 月払契約の場合

項 目	内 容
	保険料* ² の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後、月8/12%以下の会社の定める利率で計算し、保険料* ² の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。ただし、本条の規定による貸付が行われた後に、新たに本条の規定による貸付が行われる場合で、直前の貸付金の利息を元金に繰り入れる前に新たな貸付金の利息が起算されるときは、直前の貸付金の利息は、新たな貸付金の利息の起算日に元金に繰り入れます。
(3) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額* ³ が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(4) 会社が(3)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(3)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(5) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元金を差し引きます。 ① 保険金が支払われるとき ② 保険金額が減額(第29条)されたとき ③ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき
(6) 本条の規定による貸付を行わなかったものとするとき	本条の規定による貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に保険契約者から次のいずれかの請求があったときは、本条の規定による貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱いを行います。 ① この保険契約の解約(第30条) ② 払済軽度介護終身保険への変更(第28条)。ただし、この保険契約が効力を失っている場合(第16条)を除きます。

[第15条の補足説明]

* 1 返戻金額

本条の1. に規定する金額を保険料として払い込んだものとみなして第31条(返戻金)の規定により計算し、本条または第25条(保険契約者に対する貸付)の規定による貸付金があるときは、貸付元金を差し引いた残額とします。

* 2 保険料

本条の規定による貸付金により充当される最終の月の保険料とします。

* 3 本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第25条(保険契約者に対する貸付)の規定による貸付金があるときは、貸付元金を含んだ金額とします。

9 失効、失効取消および復活について

第16条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第11条(保険料の払込み)の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金(第31条)があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に

到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の失効取消

1. 第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間^{*1}中に延滞保険料等^{*2}の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第31条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料等^{*2}の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間^{*1}中に保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間^{*1}中に延滞保険料等^{*2}が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料等^{*2}が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間^{*1}中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間 ^{*1} 中に保険金の支払事由（第3条）が生じたとき	保険金を支払うときは、延滞保険料等 ^{*2} を会社の支払うべき金額から差し引きます。

[第17条の補足説明]

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日^{*3}からその日を含めて、保険契約が効力を失った日^{*3}を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日^{*3}を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日^{*3}を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料等

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日^{*3}までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。なお、第15条（保険料の振替貸付）の1. の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含みます。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

第18条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）、第15条（保険料の振替貸付）の2. -（4）または第25条（保険契約者に対する貸付）の（3）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて3年以内であれば、必要書類を提出してこの保険契約の復活^{*1}の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第21条）および告知義務違反による解除（第22条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第31条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活^{*2}の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活^{*2}の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活^{*2}の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料等^{*3}を払い込むことを必要とします。また、第25条（保険契約者に対する貸付）の（3）の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、本条の2. の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

[第18条の補足説明]

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料等

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。なお、第15条（保険料の振替貸付）の1.の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含みます。

10 取消しと無効について

第19条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第18条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第18条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

（1）保険金を不法に取得する目的

（2）他人に保険金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第21条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第22条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

（1）保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。

（2）すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

（3）すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いま

たは保険料の払込免除を行います。

4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合

(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第22条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき

(2) 保険媒介者*¹が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者*¹が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき

(5) 責任開始の日*²からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. 一(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*¹の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

[第23条の補足説明]

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第24条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*¹を詐取する目的もしくは他人に保険金*¹を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき

(2) 保険金*¹の請求に関し、保険金*¹の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき

(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき

(4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき

① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
- ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
- ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*²の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*²を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第22条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. ー(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2. ー(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

[第24条の補足説明]

* 1 保険金

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. ー(4)のみに該当した場合で、本条の1. ー(4)ー①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

12 保険契約者に対する貸付について

第25条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、返戻金額*¹のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。
(2) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額* ² が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(3) 会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(4) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 保険金が支払われるとき ② 保険金額が減額（第29条）されたとき

項 目	内 容
	③ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

[第25条の補足説明]

* 1 返戻金額

第31条（返戻金）の規定により計算し、第15条（保険料の振替貸付）または本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

* 2 本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第15条（保険料の振替貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

13 の変更について

第26条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第27条 保険料払込期間の変更

この保険契約の保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第28条 払済軽度介護終身保険への変更

1. 保険契約者は、将来の保険料の払込みを中止して、この保険契約を払済軽度介護終身保険に変更することができます。ただし、変更後の保険金額が会社の定める金額に満たないときは、この取扱いをしません。
2. 払済軽度介護終身保険への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後の保険金額	返戻金額* ¹ によって定めます。
(2) 払済軽度介護終身保険に変更されたとき	① 払済軽度介護終身保険に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。 ② 第31条（返戻金）の規定にかかわらず、払済軽度介護終身保険に変更後の返戻金額は抑制しません。

[第28条の補足説明]

* 1 返戻金額

第31条（返戻金）の規定により計算し、第15条（保険料の振替貸付）または第25条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

第29条 保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第31条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。この場合、第6条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。

(3) 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 解約等について

第30条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第31条 返戻金

1. 返戻金は、保険料を払い込んだ年月数により計算します。なお、低解約返戻金期間中の返戻金額は、返戻金を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合^{*1}を乗じた金額とします。
2. 本条の1. にかかわらず、保険契約の解約（第30条）等^{*2}の時期が低解約返戻金期間経過後にある場合でも、次のいずれかのときは、返戻金額は、返戻金を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合^{*1}を乗じた金額とします。

- (1) 低解約返戻金期間を保険料払込期間とする場合には、保険料払込期間中の最終の保険料が払い込まれていないとき
- (2) 低解約返戻金期間を契約成立日（第2条）から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とする場合には、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）を含む払込期月の保険料が払い込まれていないとき

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

[第31条の補足説明]

* 1 低解約返戻金割合

低解約返戻金期間中の返戻金の支払割合をいい、70%とします。

* 2 保険契約の解約（第30条）等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 保険契約の解約（第30条）
- (2) 保険契約の失効（第16条）
- (3) 告知義務違反による解除（第22条）
- (4) 重大事由による解除（第24条）
- (5) 払済軽度介護終身保険への変更（第28条）
- (6) 保険金額の減額（第29条）

第32条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅^{*1}した場合または保険料の払込みが免除（第8条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金^{*2}があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第3条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第22条）または重大事由（第24条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第29条）または解約（第30条）されたとき

[第32条の補足説明]

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第33条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべて満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第3条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

[第33条の補足説明]

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

15 保険金の受取人および保険契約者について

第34条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由（第3条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、軽度介護保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第35条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第34条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、軽度介護保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第36条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第37条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第38条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1.および2.に準じて取り扱います。軽度介護保険金および高度障害保険金についても同様とします。

16 契約年齢の計算等について

第39条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1.に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

[第39条の補足説明]

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第39条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第41条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

17 社員配当金（保険契約者への配当）について

第42条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の（1）から（4）の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、（4）に該当する保険契約については、（3）に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第2条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にある場合は、その5年ごとに応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	返戻金に加えて取り扱います。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第6条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

[第42条の補足説明]

* 1 契約成立日

保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1. において「5年ごとに応当日」といいます。

* 3 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

18 その他

第43条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第44条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契

約者に着いたものとみなします。

第45条 法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更

1. 会社は、この保険契約の軽度介護保険金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日^{*1}から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

(1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正

(2) 介護に関する技術または環境の変化^{*2}

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日^{*1}の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日^{*1}の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

(1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法

(2) 変更日^{*1}の前日にこの保険契約を解約（第30条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日^{*1}が到来したときは、保険契約者により本条の3. ー(1)の方法を指定されたものとみなします。

[第45条の補足説明]

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第2条）の応当日（年単位）をいいます。

* 2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第46条 時効

保険金（第3条）、保険料の払込免除（第8条）、返戻金（第31条）または社員配当金（第42条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条 管轄裁判所

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人^{*1}の住所地と同一の都道府県内にある支社^{*2}の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

[第47条の補足説明]

* 1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要支援2以上の状態

要支援2以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項または第2条第1項第2号に定める要介護1から要介護5までのいずれかまたは要支援2の状態をいいます。

別表3 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害 保険金支 払の対象 となる高 度障害状 態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6（1）） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6（1）） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6（1）） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6（1））
保険料払 込免除の 対象とな る身体障 害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7（1）、（2）、（3）） (9) 10足指を失ったもの（注7（4））

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、
- $$\frac{1}{4} (a+2b+c)$$
- の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

(1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

(1)手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

(4)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注)慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注)被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注)疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴

6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表5 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 軽度介護保険金の支払い	(1) 軽度介護保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度(別表1)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 軽度介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 軽度介護保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故(別表4)であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. および3. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	